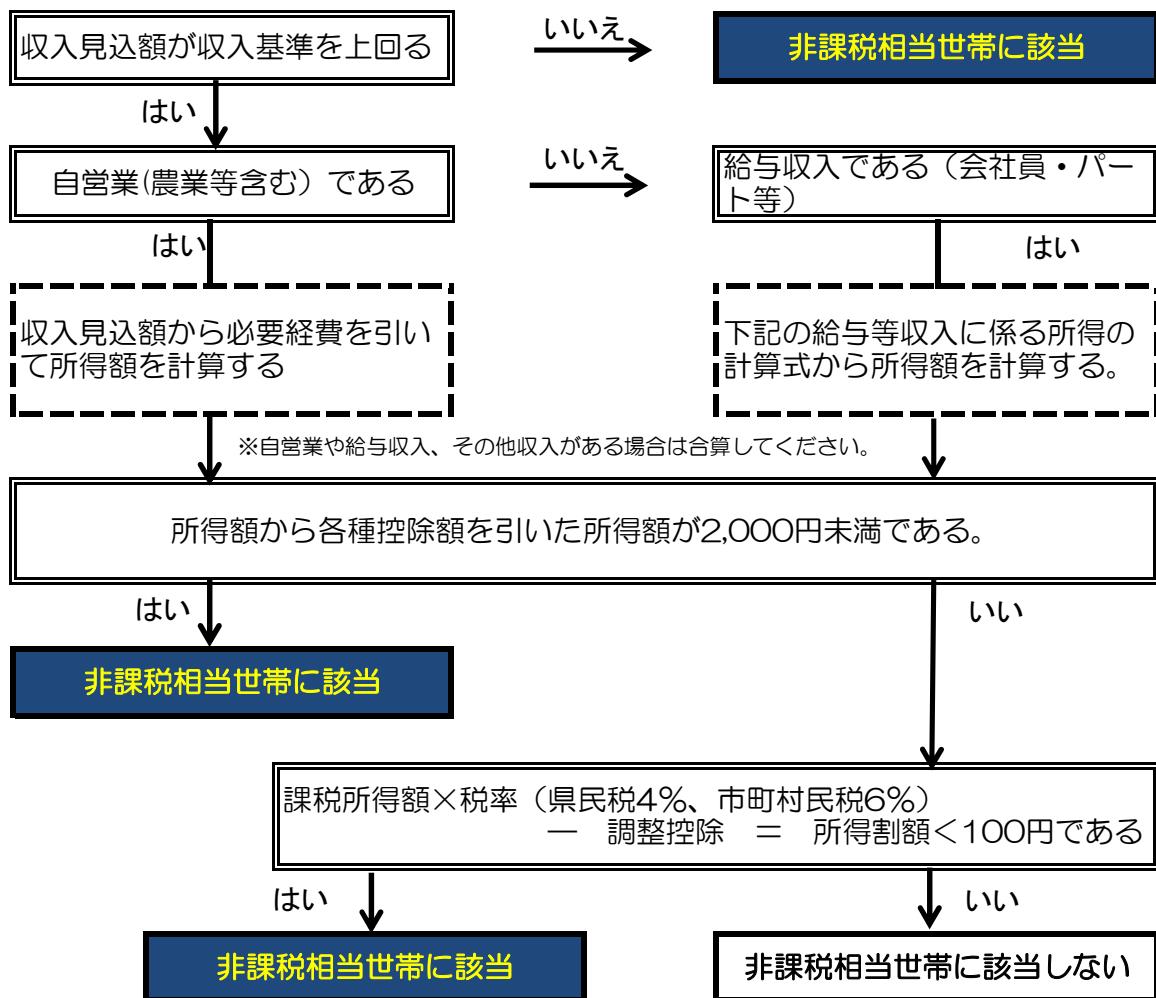


非課税相当世帯確認フロー図



【収入基準】

区分	収入見込額
扶養なし	1,000,000円以下
1人扶養	1,703,999円以下
2人扶養	2,215,999円以下
3人扶養	2,715,999円以下
4人扶養	3,215,999円以下

【給与等の収入に係る所得の計算式】

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A × 3.2 - 440,000円

※A=収入金額÷4（千円未満切捨て）

【要確認】

上記の確認フロー図で非課税相当世帯に該当する場合であっても、生活保護を受給している場合は、家計急変による給付の対象となりません。

7月1日現在で生活保護を受給している場合は、「生活保護受給世帯」として申請を行ってください。

市民税・県民税の計算

収入金額	—	必要経費	＝	所得金額	
所得金額	—	各種控除	＝	課税所得額	※課税所得1,000円未満切捨て
課税所得額	×	税率（県民税4%、市町村民税6%）	—	調整控除	＝ 所得割額
※調整控除					
合計課税所得額200万円以下の人 ア・イのどちらか少ない金額の5%（県民税2%、市町村民税3%） ア 人的控除額の差の合計額 イ 合計課税所得金額					
合計課税所得金額200万円超～2500万円以下の人 {人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）} の5% (注)ただし、この額が2500円未満の場合は2500円とします。					

【収入基準】

区分	収入見込額
扶養なし	1,000,000円以下
1人扶養	1,703,999円以下
2人扶養	2,215,999円以下
3人扶養	2,715,999円以下
4人扶養	3,215,999円以下

【給与等の収入に係る所得の計算式】

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A×3.2-440,000円

※A=収入金額÷4（千円未満切捨て）

【所得から差し引く各種控除】※証明書の写し等で確認できないものは、控除不可。

- 1 雜損控除
- 2 医療費控除（医療費控除又はセルフメディケーション税制（医療費の特例）
- 3 社会保険料控除（社会保険料、国民健康保険税、国民年金、介護保険料等）
- 4 小規模企業共済等掛金控除
- 5 地震保険料控除（地震保険料：控除適用限度額25,000円、旧長期損害保険：控除適用限度額10,000円、両方：控除適用限度額25,000円）
- 6 生命保険料控除（新契約（H24年以降の契約）：控除適用限度額28,000円、旧契約（H23年以前の契約）：控除適用限度額35,000円、合計適用限度額70,000円）
- 7 傷害者控除 傷害者1人につき26万円、特別障害者30万円、同居特別障害者53万円
- 8 ひとり親控除 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下のひとり親の場合30万円（本人もしくは同一世帯の人の住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」等を含む場合は、控除対象外）
- 9 勤労学生控除
- 10 配偶者控除 配偶者の1年間の所得が48万円以下の場合33万円。
配偶者特別控除 配偶者の1年間の所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合以下の表のとおり

配偶者の所得額	控除額	配偶者の所得額	控除額
480,000円超～1,000,000円以下	330,000円	1,150,000円超～1,200,000円以下	160,000円
1,000,000円超～1,050,000円以下	310,000円	1,200,000円超～1,250,000円以下	110,000円
1,050,000円超～1,100,000円以下	260,000円	1,250,000円超～1,300,000円以下	60,000円
1,100,000円超～1,150,000円以下	210,000円	1,300,000円超～1,330,000円以下	30,000円

11 扶養控除

16歳以上：33万円（ただし、19～22歳：45万円、70歳以上：38万円、同居老親等：45万円）

12 基礎控除 43万円

【税額控除】

対象		納税者本人の合計所得金額	人的控除の差額
配偶者控除	一般	900万円以下	5万円
	老人		10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額48万円超50万円未満		5万円
	配偶者の合計所得金額50万円以上55万円未満		3万円
扶養控除	一般	—	5万円
	特定	—	18万円
	老人	—	10万円
	同居老人	—	13万円
障害者控除	普通	—	1万円
	特別	—	10万円
	同居特別	—	22万円
ひとり親控除		(母) 5万円 (父) 1万円	
基礎控除		—	5万円

非課税に相当する世帯例

【例1】世帯：母（会社員）、高校生等（16歳）、姉（20歳）

			家計急変後の収入見込額	備 考
母	会社員	給与収入	2,100,000円	扶養：高校生等、姉
高校生等	全日制		0円	
姉	大学生		0円	

<母>

①収入基準で確認

$$\text{給与収入 } 2,100,000\text{円} \leq \text{ 収入基準 } 2,215,999\text{円} \text{ (2人扶養)} \\ \dots \text{非課税相当に該当}$$

非課税相当に該当することから申請可

【例2】世帯：父（会社員）、母（パート従業員）、高校生等（17歳）、兄（19歳）

			家計急変後の収入見込額	備 考
父	会社員	給与収入	3,000,000円	扶養：母、高校生等、兄
母	パート従業員	給与収入	900,000円	扶養：なし
高校生等	全日制		0円	
兄	専門学校生		0円	

<父>

①収入基準で確認

$$\text{給与収入 } 3,000,000\text{円} > \text{ 収入基準 } 2,715,999\text{円} \text{ (3人扶養)}$$

②所得額を算定し、課税所得額で確認

$$\text{給与収入 } 3,000,000\text{円} \rightarrow \boxed{\text{所得額}} = A \times 2.8 - 80,000\text{円} = 2,020,000\text{円}$$

A=給与収入÷4(千円未満切捨て)

※各種控除

$$\text{基礎控除 } 430,000\text{円} \quad \text{配偶者控除 } 330,000\text{円}$$

$$\text{扶養控除 } \text{高校生等 } 330,000\text{円} + \text{兄 } 450,000\text{円} = 780,000\text{円}$$

$$\text{社会保険料見込 } 478,500\text{円} \quad \text{控除合計額 } 2,018,500\text{円}$$

$$\boxed{\text{課税所得額}} = \boxed{\text{所得額 }} 2,020,000\text{円} - \boxed{\text{控除合計額 }} 2,018,500\text{円} \\ = \boxed{1,500\text{円}} < \boxed{2,000\text{円}} \dots \text{非課税相当に該当}$$

参考：市町村民税=1,000円(千円未満切捨て)×税率6% = 60円…100円未満は非課税

<母>

①収入基準で確認

$$\text{給与収入 } 900,000\text{円} \leq \text{ 収入基準 } 1,000,000\text{円} \text{ (扶養なし)}$$

非課税相当に該当することから申請可

【例3】世帯：父（会社員）、母（パート従業員）、高校生等（17歳）、祖母（71歳・年金）

			家計急変後の収入見込額	備 考
父	自営業	営業収入	4,000,000円	扶養：母、高校生等、祖母 必要経費2,500,000円
母	パート従業員	給与収入	900,000円	扶養：なし
高校生等	全日制		0円	
祖母		年金	1,200,000円	

<父>

②所得額を算定し、課税所得額で確認

$$\boxed{\text{所得額}} = \boxed{\text{営業収入} 4,000,000\text{円}} - \boxed{\text{必要経費} 2,500,000\text{円}} = \boxed{1,500,000\text{円}}$$

※各種控除

基礎控除 430,000円 配偶者控除 330,000円

扶養控除 高校生等 330,000円 + 祖母 450,000円 = 780,000円

国民健康保険料等 450,000円 控除合計額 1,990,000円

$$\boxed{\text{課税所得額}} = \boxed{\text{所得額} 1,500,000\text{円}} < \boxed{\text{控除合計額} 1,990,000\text{円}} \cdots \text{非課税相当に該当}$$

<母>

①収入基準で確認

$$\boxed{\text{給与収入} 900,000\text{円}} \leq \boxed{\text{収入基準} 1,000,000\text{円}} \text{ (扶養なし)}$$

非課税相当に該当することから申請可

非課税に相当しない世帯例

【例】世帯：父（会社員）、母（会社員）、高校生等（17歳）、姉（20歳）

※父の収入減による申請。母の収入は変更なし。（令和5年度住民税所得割に課税有）

			家計急変後の収入見込額	備 考
父	会社員	給与収入	2,500,000円	扶養：高校生等、姉
母	会社員	給与収入	3,500,000円	扶養：なし
高校生等	全日制		0円	
姉	大学生		0円	

<父>

①収入基準で確認

$$\boxed{\text{給与収入} 2,500,000\text{円}} > \boxed{\text{収入基準} 2,215,999\text{円}} \text{ (2人扶養)}$$

②所得額を算定し、課税所得額で確認

A=給与収入÷4（千円未満切捨て）

$$\boxed{\text{給与収入} 2,500,000\text{円}} \rightarrow \boxed{\text{所得額}} = \boxed{A \times 2.8 - 80,000\text{円}} = \boxed{1,670,000\text{円}}$$

※各種控除

基礎控除 430,000円 社会保険料見込 480,000円

扶養控除 高校生等 330,000円 + 姉 450,000円 = 780,000円

控除合計額 1,690,000円

$$\boxed{\text{課税所得額}} = \boxed{\text{所得額} 1,670,000\text{円}} < \boxed{\text{控除合計額} 1,690,000\text{円}} \cdots \text{非課税相当に該当}$$

<母> 令和5年度住民税所得割が課税されている。

父は非課税相当に該当するが、母が課税されていることから対象とならない